

徳島県教育関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十八日

徳島県知事  
飯泉嘉門

## 徳島県条例第四十六号

徳島県教育関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県教育関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改め、同表の二の項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同表の三の項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同表の三の三の項、三の四の項及び六の二の項から六の五の項までを削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。